平成２２年（フ）第３２９号
山口県下関市長崎本町１番25号
債務者　有限会社山本組
代表者代表取締役　山本　正二
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　俊一
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午後１時30分
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
和歌山県岩出市高塚230番地
債務者　山本石油株式会社
代表者代表取締役　山本　哲士
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　月山　純典
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前10時
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８１１号
兵庫県姫路市西今宿４丁目９番１号
債務者　株式会社まさみ建築事務所
代表者代表取締役　藤井　浩彦
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　　晃
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４５号
岩手県遠野市青笹町糠前34地割102番地30
債務者　菊池　國彦
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　　元
4　破産債権の届出期間　平成22年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４９０号
仙台市太白区郡山８丁目６番50―406号
債務者　加藤　　実
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　雄介
4　破産債権の届出期間　平成22年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７４９号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島4364番地８　プランドール202
債務者　高野　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　秀信
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４号
秋田県大館市有浦３丁目２番43号、前住所秋田県大館市御成町２丁目５番１号
債務者　ヤングきむら靴店こと　木村　孝雄
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成22年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３２７号
福島市飯坂町平野字谷地田８番地の１
債務者　清野真喜子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　正彦
4　破産債権の届出期間　平成22年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７８２６号
大阪市東淀川区豊新３―２―27　パークサイド三木第２―407号、住民票上の住所大阪市東淀川区上新庄２丁目14番13号
債務者　木本金型製作所こと　木本　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　峰義
4　破産債権の届出期間　平成22年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２号
愛知県稲沢市朝府町17番１―713号
債務者　岩村由紀男
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　浩史
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０９号
三重県名張市梅が丘北３番町134番地
債務者　岸本　清**隆**
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　破産債権の届出期間　平成22年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１９４号
山口県宇部市南小串２丁目３番６号
債務者　福井三津夫
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大﨑　　真
4　破産債権の届出期間　平成22年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３０８６号
愛知県瀬戸市苗場町51番地　シャルマンコーポ新瀬戸ヒルズ403
債務者　西尾　裕康
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　秀志
4　破産債権の届出期間　平成22年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５１号
奈良市東九条町794番地　21―306号
債務者　平井かほる
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
奈良地方裁判所